

## 制服検討委員会の設置及び制服改定等に係る要項

### 1. 設 置

「制服検討委員会」を加古川市立神吉中学校に設置する。

### 2. 委 員

神吉中学校学校運営協議会会長・委員、神吉中学校 PTA 会長・副会長・顧問、東神吉小・西神吉小・川西小・東神吉南小・神吉中学校長、東神吉小・西神吉小・川西小・東神吉南小 PTA 代表、及び関係者を委員とし、オブザーバーとして民間業者等に意見を求めることができる。

[別表 1]

### 3. 委員長

神吉中学校長を委員長とし、副委員長は委員長が指名する。また、委員会は委員長が必要に応じて招集し、議事を総理する。

### 4. 目 的

神吉中学校の学生服を改定する。

### 5. 制服改定の時期

令和 7 年度新 1 年生から新制服を導入する。

### 6. 制服改定（新制服の導入）の理由

- (1) 暑い夏でも寒い冬でも温度調整ができる機能的な制服を導入する。
- (2) 多様性を認め、性差によらず、誰もが選ぶことのできる制服を導入する。
- (3) 制服改定について地域と一緒に考えて、「地域とともにある学校づくり」を目指す。
- (4) 神吉中学校の歴史や特長を、スタイルやデザイン、色で表現し、郷土愛や学校への愛着心を醸成する。

### 7. 制服改定スケジュール

[別表 2]

### 8. 情報発信及び生徒の参画

- ・委員会の状況を、ホームページ等で周知していく。
- ・学校行事等の機会にチラシや見本等を展示し、周知に努める。
- ・デザインの選定にあたって、生徒会の意見等も反映できるように努める。

### 9. その他

- ・事務局は神吉中学校内に置く。
- ・年度末や特別な事情等による委員の交代については、委員長が専決できる。
- ・委員会は特別な事情が生じない限り、令和 7 年 3 月 31 日をもって解散する。

附則 本要項は、令和 5 年 6 月 30 日から施行する。